

## レンタルバイク お貸出し前チェックシート兼誓約書

下記項目を事前に全てご確認頂き、各項目をチェックしてお持ち下さい。

チェック



### レンタルバイクご利用について（禁止事項）

レンタルバイク中の次の行為をしてはならないものとします。

- (1) レンタルバイク契約時に申告して頂いた運転者以外の方の運転させること。
- (2) レンタルバイクを転貸、売却、放置、改造等すること。
- (3) テスト若しくは競技に使用すること。（例えば、サーキット走行やモトクロス・エンデューロ・トライアルなど）
- (4) 法令または公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。（危険行為及び交通法規に違反する行為）

※運転者は注意義務をもっとレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

※レンタルバイクを使用する前に必要な運行前点検を実施しなければならないものとします。

チェック



### 交通事故について（トラブルが発生したら）

万一、事故が起こった場合に、下記を必ず行って下さい。これを怠りますと自動車保険の適用を受けられません。

- (1) お客様自身の状況（ケガ、車両状態など）を把握。負傷者の救護すること。
- (2) 警察へ通報と届出（単独事故の場合でも届出が必要です。）
- (3) 相手の確認（住所・氏名・連絡先など）
- (4) 貸出店舗及び保険会社またはバイクレンタルサービス専用ダイヤルへの連絡すること。

※営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後に速やかにご連絡をお願いします。

- (5) 自走不可でレッカーが必要な場合は、貸出店または保険会社レスキューサービスへご連絡下さい。

※車両が破損した場合の無理な走行、現場への放置はお止め下さい。

- (6) 事故が発生した時点でレンタルバイク契約は終了となります。『1契約1事故』担保となります。

チェック



### 盗難発生時について（トラブルが発生したら）

- (1) 盗難発生時には借受人は直ちに最寄りの警察に報告、通報、届出して下さい。（即、110番通報）
- (2) 盗難発生時には借受人は直ちに貸出店舗又はバイクレンタルサービス専用ダイヤルへ連絡すること。

※営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後に速やかにご連絡をお願いします。

- (3) レンタルバイクは盗難保険の適用はございませんので車両賠償はお客様負担となります。
- (4) 当社は借受人に対して中古車販売価格相当の車両代金を請求することが出来るものとし、借受人はそれを速やかに支払わなくてはなりません。

- (5) 車両が見つかった場合は車両の損害状況により修理代金等をご請求することが出来るものとし、借受人はそれを速やかに支払わなくてはなりません。

- (6) 被害に関して、当社及び保険会社の調査に協力するとともに要求された書類等を遅延なく提出していただきます。

チェック



### 車両の故障について（トラブルが発生したら）

バイクは機械ですので、故障はあります。

- (1) 故障発生時には借受人は直ちに貸出店舗又はバイクレンタルサービス専用ダイヤルへ連絡すること。

※営業時間外の場合は連絡が取れませんので、営業開始時間後に速やかにご連絡をお願いします。

- (2) 自走不可の場合は代替車両をご用意いたします。

- (3) 故障によりレンタル使用時間が短縮となった場合はレンタル経過時間を差し引きレンタル料金をお返しいたします。

※但し、お客様の不注意や禁止事項をお守りいただけなかった場合の故障についてはいかなる場合でも料金の返金は致しかねますのでご了承下さい。

チェック



### 交通違反・駐車違反について（トラブルが発生したら）

お貸し期間中に交通違反・駐車違反等が発生した場合には、

- （1）直ちに管轄警察署に出頭して自らが所定の手続きをして、違法に係る反則金等を納付して下さい。  
※バイクの駐車違反の場合、後日バイクの所有者へ警察署より連絡が入ります。その際に管轄警察署に『自認書』を提出させていただきますのでご了承下さい。
- （2）違法駐車に伴うレッカー移動、保管、その他諸費用が発生した場合はその費用をご負担いただきます。

チェック



### 加入済み保険について（任意（保険）補償の内容について）

全車、任意保険は加入済みです。

- （1）レンタルバイクには下記の金額を限度として、任意保険による補償がついています。年齢条件なし。  
対人賠償：無制限（自賠責3,000万円を含む）対物賠償：1,000万円（免責5万円）搭乗者傷害：500万円（原付除く）
- （2）但し免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故、及び警察の事故証明書が取得出来ない場合は全てお客様のご負担となります。

チェック



### 転倒でバイクが破損してしまった場合について

お客様の過失分は全てお客様負担となります。

- （1）傷、破損箇所を交換、交換しないにかかわらず部品代と交換工賃を請求させていただきます。
- （2）修理や钣金塗装が必要な場合は修理代金も請求となります。
- （3）（1）（2）借受人はそれを速やかに支払わなくてはなりません。

チェック



### その他注意事項とお願い

- （1）消耗品の異常な消耗を発見した場合は部品代金及び交換工賃をご請求させていただきます。
- （2）レンタル期間を超過した場合は超過料金をお支払いいただきます。
- （3）返却時間を過ぎる場合はなるべく早くご連絡下さい。
- （4）ガソリンが満タン返しできない場合、ガソリン1 L 250円料金にて計算させていただきます。
- （5）レンタル車両が、事故、お客様の責任による故障等で使用不能となった場合は休業補償をお支払いいただきます。
- （6）貸渡約款をお読みいただき契約内容等のご理解をお願いします。
- （7）任意保険・自賠責保険・休業補償等の内容や適用につきましては約款をよくお読み下さい。

チェック



### その他同意事項：

記載がある場合、ご確認の上チェックをお願いします。

以上、ご不明な点や質問事項がありましたら、貸出店舗担当者までお問い合わせ下さい。

この度は、レンタルバイクをご利用いただきありがとうございました。

担当者署名：

---

上記内容を了承した上、署名致します。双方コピーを取り保管します。

署名日時：                   年           月           日

署 名：

---